

## 千葉県警察災害派遣隊運用要綱の制定について

平成25年7月30日例規（備・警・生総・地・刑・捜一・鑑・交総・交指）第42号

警察本部長

〔沿革〕 平成27年3月例規（警）第11号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成25年8月5日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察広域緊急援助隊運用要綱の制定について（平成7年例規（備・交企・交指）第33号）は、廃止する。

別添

### 千葉県警察災害派遣隊運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互の援助による災害活動を効果的に行うため、千葉県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）の運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- (2) 大規模災害発生時 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

#### 第3 災害派遣隊の編成

- 1 災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として被災地警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により編成する。
- 2 即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊により編成する。
- 3 一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊により編成する。

#### 第4 即応部隊の編成

##### 1 広域緊急援助隊

###### (1) 広域緊急援助隊（警備部隊）

広域緊急援助隊（警備部隊。以下「警備部隊」という。）は、警備部第三機動隊（以下「第三機動隊」という。）及び関東管区機動隊（以下「管区機動隊」という。）に所属する警察官をもって構成し、その編成は千葉県警察広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表1）及び関東管区広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表2）のとおりとする。

###### (2) 広域緊急援助隊（交通部隊）

広域緊急援助隊（交通部隊。以下「交通部隊」という。）は、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）に所属する警察官をもって構成し、その編成は千葉県警察広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表3）及び関東管区広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表4）のとおりとする。

###### (3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

広域緊急援助隊（刑事部隊。以下「刑事部隊」という。）は、警務部警務課及び刑事部に所属する警察職員をもって構成し、検視班には刑事部に所属する警察官を充て、その編成は千葉県警察広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表（別表5）のとおりとする。

##### 2 広域警察航空隊

広域警察航空隊は、地域部地域課航空隊（以下「航空隊」という。）に所属する警察職員をもって構成し、その編成は原則として警察用航空機一機につき操縦士2人及び整備士2人以上とし、捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

### 3 緊急災害警備隊

緊急災害警備隊は、管区機動隊に所属する警察官をもって構成し、その編成は千葉県警察緊急災害警備隊編成表（別表6）のとおりとする。

## 第5 一般部隊の編成

### 1 特別警備部隊

特別警備部隊は、警備部第一機動隊、同第二機動隊、同第三機動隊に所属する警察官及び千葉県警察特別機動隊員に指定された警察官をもって構成し、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。また、部隊に必要な班の設置については、その都度指示するものとする。

### 2 特別生活安全部隊

特別生活安全部隊は、生活安全部に所属する警察職員をもって構成し、相談・防犯指導活動班及び行方不明者情報管理班を設け、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。

### 3 特別自動車警ら部隊

特別自動車警ら部隊は、地域部自動車警ら隊及び署の地域課において警ら用無線自動車勤務に従事する警察官をもって構成し、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。

### 4 特別機動捜査部隊

特別機動捜査部隊は、刑事部機動捜査隊及び機動捜査に必要な知識及び経験を有し、署の刑事課に所属する警察官をもって構成し、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。

### 5 身元確認支援部隊

身元確認支援部隊は、生活安全部及び刑事部に所属する警察職員をもって構成する。

構成の中には刑事部鑑識課員を必ず含むものとし、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。

### 6 特別交通部隊

特別交通部隊は、交通機動隊及び高速道路交通警察隊を中心とした交通部に所属する警察官をもって構成し、その編成は大規模災害発生時の状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、本部長が別に指示する。

## 第6 部隊員の指定等

各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、災害活動に係る指揮能力の優れた者を、隊員については、意欲・能力のみならず、心身ともに厳しい勤務環境に耐えうる者を推薦するよう留意するものとする。

### 1 即応部隊員

(1) 即応部隊員は、即応部隊員が所属する所属長（以下「即応部隊関係所属長」という。）の推薦に基づき、本部長が指定するものとする。

(2) 即応部隊員の推薦及び指定解除の申請は、千葉県警察災害派遣隊（即応部隊）推薦・指定解除名簿（別記第1号様式。以下「推薦・指定解除名簿」という。）により、警備部隊及び緊急災害警備隊については警備部警備課長、交通部隊については交通部交通指導課長、刑事部隊については刑事部捜査第一課長、広域警察航空隊については地域部地域課長（以下「即応部隊主管課長」という。）を經由して行うものとする。

(3) 即応部隊員の指定期間は、原則として所属の在任期間とする。

(4) 即応部隊関係所属長は、隊員の人事異動又は指定を継続することが不適當であると認めるときは、前記(2)の方法により速やかに指定解除及び新たな隊員の推薦を申請するものとする。

(5) 指定及び指定解除の発令は、別に定めるところによるものとする。

### 2 一般部隊員

(1) 一般部隊員の指定は、一般部隊員の候補者（以下「候補者」という。）が所属する所属長（以

下「一般部隊関係所属長」という。)の推薦に基づき、特別警備部隊については警備部警備課長、特別生活安全部隊については生活安全部生活安全総務課長、特別自動車警ら部隊については地域部地域課長、特別機動捜査部隊については刑事部刑事総務課長、身元確認支援部隊については刑事部鑑識課長、特別交通部隊については交通部交通指導課長(以下「一般部隊主管課長」という。)を經由し、本部長が指定するものとする。

(2) 一般部隊員は、派遣が終了した時点で指定を解除するものとする。

(3) 一般部隊の編成事務及び候補者の選定は、一般部隊主管課長が別に定めて行うものとする。

## 第7 任務

### 1 即応部隊

#### (1) 警備部隊

ア 先行情報班は、救出救助班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

イ 救出救助班は、被災者の救出救助、避難誘導に当たる。

ウ 隊本部班は、食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

#### (2) 交通部隊

ア 先行情報班は、交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

イ 交通対策班は、緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制とその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班は、食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

#### (3) 刑事部隊

ア 検視班は、遺体安置所における検視又は死体見分に当たる。

イ 遺族対策班は、被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体引渡しに当たるとともに、一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者管理班と連携した上、遺族への安否情報の提供に当たる。

#### (4) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災地実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、被災地警察の通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、警備部隊による救援活動の支援に当たる。

#### (5) 緊急災害警備隊

被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の本部長が特に指示する活動に当たる。

### 2 一般部隊

#### (1) 特別警備部隊

被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の本部長が特に指示する活動を行う。

#### (2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯活動指導班は、避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動を行う。

イ 行方不明者情報管理班は、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

#### (3) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒・警ら及び現場広報等の活動を行う。

#### (4) 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査及び事件発生時における初動捜査等を行う。

#### (5) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取

し、行方不明者本人に関する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑識的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(6) 特別交通部隊

被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

第8 派遣期間

災害派遣隊の被災地等における1回の派遣期間は原則として次のとおりとする。

1 即応部隊

(1) 警備部隊

おおむね3日間

(2) 交通部隊、刑事部隊及び広域警察航空隊

おおむね1週間

(3) 緊急災害警備隊

数日間

2 一般部隊

(1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね1週間

(3) 身元確認支援部隊

2週間を超えない期間

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間

第9 服装及び帯同車両

1 服装

(1) 警備部隊の服装は、原則として災害活動服とする。ただし、先行情報班については、任務の必要から私服とし、災害活動服は携行するものとする。

(2) 交通部隊の服装は、原則として交通乗車服又は広域緊急援助隊員用活動服とする。ただし、先行情報班については、任務の必要から交通乗車服又は制服以外の自動二輪車の運転に適した服装とし、白バイ用ヘルメット又はそれに準ずるヘルメットを着用するものとする。

(3) 刑事部隊の服装は、検視又は死体見分、遺族対応上等の必要から任務の遂行に適した服装とする。

(4) 広域警察航空隊の服装は、任務の遂行に適した服装とする。

(5) 緊急災害警備隊及び特別警備部隊の服装は、原則として出動服とする。

(6) 特別生活安全部隊、特別機動捜査部隊及び身元確認支援部隊の服装は、任務の遂行に適した服装とする。

(7) 特別自動車警ら部隊の服装は、原則として活動服とする。

(8) 特別交通部隊の服装は、任務の遂行に応じて活動服又は交通乗車服とする。

2 帯同車両

警備部隊及び交通部隊は、原則として別表1及び別表3にそれぞれ示した車両を帯同するものとする。

第10 大規模災害発生時の運用

1 即応部隊主管課長及び一般部隊主管課長は、関東管区警察局等を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど災害派遣隊の派遣準備を進めるものとする。

2 被災地警察から援助の要求を受けたときは、それぞれ次の措置をとるものとする。

(1) 警備部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長及び交通部長は、本部長の指揮を受け、即応部隊主管課長及び一般部隊主管課長を経由して、即応部隊関係所属長及び一般部隊関係所属長に対し、隊員の招集を通知するものとする。

(2) 警備部隊及び交通部隊の中隊長は部隊を指揮し、先行情報班を先行させて往路の確保を図りつつ、車両を帯同して出動するものとする。

### 3 自活の原則

- (1) 即応部隊は、食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。
- (2) 警備部隊及び緊急災害警備隊は、指揮所及び宿泊所の設営、交通部隊については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。
- (3) 広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

### 4 被災地における部隊指揮

災害派遣隊は、被災地到着後、被災地警察の本部長の指揮下に入り、活動区域、任務等に関する指示を受けて所定の任務に従事するものとする。

### 第11 支援対策室及び支援対策部隊との連携

災害派遣隊は、被災地等における活動において、被災地警察の支援業務を担うため警察庁緊急災害警備本部に設置される支援対策室及び支援対策部隊と連携を図るものとする。

### 第12 活動上の留意事項

#### 1 受傷事故の防止

災害活動を行う際、二次災害の発生等も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、受傷事故防止の徹底を図るものとする。

#### 2 各部隊の緊密な連携

相互の連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

#### 3 広報活動

被災者の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとする。

### 第13 平素の措置

#### 1 有事即応体制の保持

(1) 即応部隊主管課長は、被災地警察からの援助の要求に直ちに応じられるよう、平素から千葉県警察災害派遣隊（即応部隊）隊員名簿（別記第2号様式）を作成するとともに、即応部隊関係所属長との緊密な連携を図るものとする。

(2) 即応部隊主管課長は、隊員の変更等に伴い、隊員名簿を整理するとともに、隊員の把握に努め、大規模災害発生時等における隊員の招集及び出動体制を確立しておくものとする。

#### 2 派遣計画の整備

即応部隊主管課長は、大規模災害発生時に迅速に即応部隊を派遣することができるよう、部隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行、自活に必要な物資の確保等について定めた即応部隊の派遣に関する計画を整備し、適宜見直しを行うものとする。

#### 3 教養訓練の徹底

(1) 即応部隊主管課長は、即応部隊関係所属長と協議し、即応部隊員に対して専門的かつ実践的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(2) 一般部隊主管課長は、一般部隊関係所属長と協議し、候補者に対して専門的かつ実践的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

#### 4 装備資機材の管理等

(1) 即応部隊関係所属長は、即応部隊の装備資機材を良好な状態に保管しておくとともに、大規模災害発生時には即応部隊が災害活動に要する装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を適切に管理しておくものとする。

(2) 一般部隊主管課長及び一般部隊関係所属長は、大規模災害発生時には一般部隊が災害活動に要する装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、装備資機材の管理に努めるものとする。

以下別表等省略